

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 4 年 1 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 1 回定例総会議事録

署名委員 野崎 清志

署名委員 岸田 国広

奄美市農業委員会第1回定例総会議事録

1. 招集日時 令和4年1月25日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所6階 中会議室

3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

吉 卓男 委員

5. 議事に参与した者

事務局長 政 新一郎 事務局次長 勇 和彦
住用分室長 久保田 義雄 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

・2月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

(4) 協議事項

(5) その他

議長

(榮会長代行)

ただいまの出席委員は 15 人であります。総会は成立いたしました。

これから、令和 4 年第 1 回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

日程第 1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、16 番野崎委員と、1 番岸田委員のお二人を指名いたします。

日程第 2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第 1 号から議案第 2 号までの 2 件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日 1 日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は 1 日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

日程第 3

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局	それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。 (政局長) (事務局の朗読及び説明) 2 ページをお開き下さい。 No.1 は、譲渡人が所有する土地2筆で5,593㎡を贈与による所有権移転となります。取得後はサトウキビ畑として利用する予定で面積拡大の目的であると考えられます。 13 ページをお開き下さい。 No.2 は、譲渡人が所有する1筆で1,059㎡の土地の、3条による賃貸借権の解約の申請。平成28年3月の申請で、同4月定例総会で許可が出ている。譲渡人の都合により解約に至るものと考えられます。 以上2件であります いずれも下限面積を満たし、農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議長	(榮会長代行) それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。
9 番	(榮委員) 農地法第3条の規定による許可申請書No.1の渡人と受人について、報告いたします。 1月18日19:20頃、渡人と電話で話を伺いました。渡人と受人は従兄妹同士になるそうです。申請書の通りで間違いなしとの事でした。 受人は入院中との事ですので話を伺う事はできていません。 1月19日13:00頃、受人の奥さんから電話を頂き話を伺いました。 奥さんによりますと、受人は病気回復後農業をやりたいという意味との事でした。 また、渡人の父が土地を受人へ返すと話していた矢先亡くなったとの事でした。 同日、18:30頃改めて渡人と電話で話を伺うと、渡人の父は、土地を受人へ返す事を遺言として残していたとの事でした。 土地について、報告いたします。

1 1 番	1 月 21 日 8：30 頃、土地の確認をいたしました。現地は 2 筆とも、収穫前のさとうきび畑で手入れが、行き届き管理された圃場でした。 農地法第 3 条の規定による許可申請書 第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については別紙のとおりでありますのでありますので報告いたします。 (中山委員) 農地法第 3 条の規定による No.2 について、調査報告をいたします。 1 月 1 9 日 9 時 0 0 分、譲受人の勤務会社を訪問して直接話を聞くことができました。 譲受人の話では、賃貸契約が今年 4 月までとなっていたが、譲渡人の方から昨年、年内に解約してくれないかとの話があったが、圃場の整理のことがあるので 1 月末まで伸ばしてもらったとのことであった。 契約の理由は分からないが、相手の都合があるようであると話している。 続いて、譲渡人に、同日 1 5 時に電話したところ、本人は現在神戸に在住しており、2 月中旬に帰省するとのことであったので、電話で賃貸契約解除の確認をした。申請書の通り間違いないとのことであった。 早期解約の理由を訪ねたところ、自分で農業をするつもりはないが、その農地を早く売却したいからだと話していた。 委員の皆さんのご審議をお願いします。
6 番	(西委員) 農地法第 3 条 No.2 の土地について報告いたします。 1 月 2 3 日月曜日午後 1 時頃知名瀬の申請地を見に行きました申請地は、知名瀬集落から農道を約 1 km 行った所にあります。 周囲は遊休農地で申請地は、桑の木が植えてあったようで重機で除去していました、木が 3 本ある程度でした支柱とかは、まだ残っているので後から撤去すると思われます。 農地法第 3 条の規定による許可申請書 第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については別紙のとおりでありますので報告いたします
議長	(榮会長代行) これから本案対する質疑に入ります。ご質疑はございませんか。
1 2 番	(寺師委員) No.2 の申請書についてですが農地法の第 3 条の農地の貸し借りであるので、農地法第 3 条解約では、農地の個人間の賃貸ではこの文面でよいと思われるが、本件については農地法第 18 条の申請書を文面にして提出すべきではないか、申請時に提出した契約書類等を添付するべきではないですか以上です。

議長	(榮会長代行) これは、以前の契約書を添付したほうが良いとのことですか。
1 2 番	(寺師委員) 賃借人等が不利益を被らないようにお互い納得してもらうことが大事であるということです。
事務局	(勇次長) 農地の賃貸借等の移転許可申請書は第 3 条、農地の契約解約は第18条で行うとの規定ですが、第 3 条で以前から申請を通していたため前例にならったわけですが、今後は上部機関の指導を仰ぎながら、18条申請の提出を求めることと考えております。 ご理解をいただきたいと思います。
議長	(榮会長代行) 他にご質疑はございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可することに賛成の方の挙手を求めます (全員挙手) よって議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請については審議の結果、これを承認することに決定いたしました。 日程第 4 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局	(政局長) 議案第 2 号 第 5 条の許可申請について 20 ページをお開き下さい。 NO. 1 につきましては、渡人の所有する土地、1,517 m²を受人が自動車販売展示場にしたいという目的の、売買による所有権移転でございます。 申請地は名瀬総合支所から南へ約 5 km に位置し、現在未耕作地となっている。 周囲は国道と河川に囲まれ、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第 2 種のその他の農地に該当いたします。 36 ページをお開き下さい。 NO. 2 につきましては、渡人の所有する土地、2 筆で 1,036 m²を、受人が資材置場兼駐車場を建設予定の、売買による所有権移転でございます。 申請地は笠利総合支所から北東約 5 km に位置し、周囲は住宅雑種地に囲まれ、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種のその他の農地に該当する。 以上 2 件でございます。
議長	(榮会長代行) 本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 (順次、譲受人、譲渡人及び土地の順にそれぞれ担当調査委員から報告)
事務局	(勇次長) 農地法第 5 条の規定による許可申請の No 1 について、調査報告いたします。 1 月 18 日受人の申請代理人にお話が聞くことができました。 申請書の記載通りで間違いのないとのことでありました。 受人は、現在龍郷町にて自動車販売店を営んでいるが、事業拡大のための申請でございます。よろしく願いいたしますとのことであります。
11 番	(中山委員) 農地法第 5 条の規定による No.1 について、調査報告をいたします。 1 月 19 日 16 時譲渡人の勤務先を訪問して直接話を聞くことができました。 譲渡人は名瀬の鳩浜町で車の部品メーカーの経営者をしており、農業はしていないとのことである。この土地は朝戸の国道沿いで、これまで耕作はしてなく、定期的に除草はしていたとのことであった。 今回、自動車販売業者の事業拡大の為に売買することにしたとのことである。土地の所在地・面積・売買価格について、確認したが間違いのないとのことである。 委員の皆さんのご審議をお願いします。

1 番	(岸田委員) 農地法第 5 条の規定による、N01 の土地について調査報告を致します。 1 月 23 日、午後 4 時 20 分に渡人と現場確認を行いました。 申請地は朝戸トンネルを朝戸側に抜けた国道沿いにあり、この場所は昨年、農振除外許可を出した場所です。 この農地は朝戸トンネルのバイパス道路を作る為にトンネル掘削の土砂を入れ、かさ上げた農地で、少し掘ると大きな石がゴロゴロ出る為、農地として使うのは厳しい場所であります。 転用も致し方ないかと思われます。 なお、現状は 30cm ほどの草が生えている状態です。 委員の皆様のご審議、よろしくお願いします。
事務局	(竹田分室長) 第 5 条の規定による許可申請No.2 の譲受人に 1 月 24 日月曜日 13 時 30 分に現地にて申請内容の確認を行いました。 転用の目的としては、申請書のとおり事業に伴う資材置場・駐車場としての利用となります。 また、擁壁を設けるとの事でしたので隣接する畑の作業に支障が出ないか確認しましたが、隣接する畑の入り口は別にあるとの事で支障はない事が確認できました。 次に 42 ページの配置図について産業廃棄物の記載についてですが、トタン・石膏ボード・コンクリート等を廃棄するために一時的に仮置きをするとの事で、周辺の畑に影響するようなものではないですとの確認をとっています。 申請内容については間違いなしとの事で確認が取れました。 委員の皆様のご審議宜しくをお願いします。
1 番	(岸田委員) 農地法第 5 条の規定による、No.2 の渡し人について調査報告を致します。 1 月 24 日午後 5 時 10 分に長真由美さんが病氣療養中という事で母親である、に電話にて聞き取りましたところ「申請書類の通り間違いない」との事でした。 この条件は昨年、農振解除された条件の 5 条申請であります。 父親が受人から土地代も貰っていて売買手続きをしてる最中に亡くなってしまい実子である娘さんが相続して、本来なら父親がすべき責務を果たすという事だそうです。 第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については別紙のとおりでありますので報告いたします。 ご審議のほど宜しくお願い致します。
事務局	(竹田分室長) 第 5 条の規定による許可申請No.2 土地について報告いたします。 1 月 24 日月曜日 13 時 30 分に現地にて申請内容の確認を行いました。 申請地は 42 ページにありますように県道沿いの土地で左右は宅地に挟まれており、現状は雑草が生えている状況でした、また、申請地より奥の畑にはさとうきびが耕作されている状況ですが、擁壁を設けるとの事でしたので周辺の農地に影響は少ないものと考えます。

	委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。
議長	(栄会長代行) それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。
9 番	(栄委員) 5 条の No. 1 の申請様式が従来のもとも違ってもよいのか、申請者の押印がないのですが書類上よろしいのですか。実測と登記簿が違ってもよいのですか。3 点ほど回答お願いします。
事務局	(勇次長) 本申請については、様式が違ふとの指摘ですが、記載内容は従来と同じ内容が記載されているため、受付けても問題がないと判断した。 本人の押印については、代理人が委任を受けているため申請代理人が押印しているため必要ないとのことである。登記簿と実測面積が違ふのは、あくまでも登記簿上で許可を承認している。
9 番	(栄委員) はい分かりました。
議長	(栄会長代行) 他にございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第 2 号農地法第 5 条による許可申請については、許可することに賛成の方は挙手を求めます。 (全員挙手) ご異議なしと認めます。 よって、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、審議の結果これを許可することに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。
連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移したいと思います。

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

令和4年 1月25日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員 野崎 清志

署名委員 岸田 国広

作成者 政 新一郎